

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月10日

【四半期会計期間】 第129期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社トプコン

【英訳名】 TOPCON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平野 聡

【本店の所在の場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03(3558)2536

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 財務本部長 秋山 治彦

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03(3558)2536

【事務連絡者氏名】 財務本部 財務部 部長 森口 忠輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第128期 第2四半期 連結累計期間	第129期 第2四半期 連結累計期間	第128期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(百万円)	58,465	81,251	137,247
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△1,797	6,285	5,587
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)	(百万円)	△2,037	3,883	2,376
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	△1,202	4,207	7,463
純資産額	(百万円)	62,240	73,830	70,687
総資産額	(百万円)	154,364	167,232	168,210
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△19.38	36.92	22.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	36.92	22.59
自己資本比率	(%)	39.4	43.3	41.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,588	11,739	19,439
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,036	△5,094	△9,226
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,403	△6,612	△6,195
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	17,811	20,604	20,446

回次		第128期 第2四半期 連結会計期間	第129期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	4.23	19.58

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第128期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期における経済環境は、世界的に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が広がり、コロナ禍からの経済活動の回復が進みました。その一方で、感染抑制が進まない東南アジア等での景気低迷や、原材料価格高騰、半導体不足、コンテナ不足による物流コストの高騰といった事象が既に深刻化してきており、経済活動への影響が現われ始めています。

このような経済環境にあって当社グループは、『「医・食・住」に関する社会的課題を解決し、豊かな社会づくりに貢献します。』を経営理念に掲げ、持続的な企業価値向上の実現に取り組んでまいりました。

こうした中で、当第2四半期の当社グループの〔連結〕業績は、次のようになりました。

売上高は、世界各国での経済活動回復に伴って増加し、81,251百万円（前年同期と比べ39.0%の増加）となりました。利益面では、主にこの売上高増加の影響により、営業利益は6,980百万円（前年同期と比べ7,749百万円の増加）となり、経常利益は6,285百万円（前年同期と比べ8,083百万円の増加）となりました。これらの結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,883百万円（前年同期と比べ5,921百万円の増加）となりました。

（事業セグメント毎の経営成績）

スマートインフラ事業は、アジア地域での新型コロナウイルス感染拡大影響は続いているものの、日本国内ではi-Construction適用工事の拡大や新製品投入の効果等により販売が増加し、欧米向けの測量機・レーザーの販売も引き続き好調に推移したこと等により、売上高は18,973百万円（前年同期と比べ27.4%の増加）となりました。営業利益は、部材価格の高騰の影響が出始めているものの、売上高の増加による利益増により、3,242百万円（前年同期と比べ82.4%の増加）となりました。

ポジショニング・カンパニーは、主力の北米・欧州において建設・農業市場が順調に拡大し、測量機やICT自動化施工及びIT農業システムの販売が増加したことにより、売上高は45,279百万円（前年同期と比べ40.9%の増加）となりました。営業利益は、部材価格や物流費の高騰の影響が出始めているものの、売上高の増加による利益増により、5,442百万円（前年同期と比べ152.2%の増加）となりました。

アイケア事業では、前年同期はロックダウンの影響を強く受けて販売が大きく減少しておりましたが、その後は回復し、当期は主に北米・欧州・中国でのスクリーニング機器の販売拡大や、リモート検眼機の堅調な販売等により、売上高は25,252百万円（前年同期と比べ50.4%の増加）となりました。営業利益は、部材価格や物流費の高騰の影響が出始めているものの、売上高の増加による利益増により、515百万円（前年同期と比べ2,903百万円の増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期末の財政状態は、総資産が167,232百万円、純資産が73,830百万円、自己資本比率が43.3%となりました。総資産は、主に子会社株式取得に伴う無形固定資産の増加の一方、売上債権が減少したこと等により、前期末（2021年3月期末）に比べ、977百万円減少いたしました。また、純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したこと等により、3,142百万円増加いたしました。これらの結果、自己資本比率は、前期末（2021年3月期末）から2.1%の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間（6ヶ月）における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、固定資産の取得や借入金の返済等による「資金」の減少があったものの、営業活動によるキャッシュ・フロー等の「資金」の増加により、前年度末に比べ、157百万円増加し、20,604百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動による「資金」の増加は、11,739百万円（前年同期は7,588百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上や、売上債権が減少したこと等により「資金」が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動による「資金」の減少は、5,094百万円（前年同期は4,036百万円の減少）となりました。これは主に、固定資産の取得や、子会社株式の取得による支出等による「資金」の減少によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動による「資金」の減少は、6,612百万円（前年同期は1,403百万円の減少）となりました。これは主に、借入金の返済や、配当金の支払等による「資金」の減少によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は7,793百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	108,179,842	108,179,842	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	108,179,842	108,179,842	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権 (2021年6月25日取締役会決議)

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5名 当社執行役員 4名
新株予約権の数(個)※	330
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式(注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	33,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	(注) 2
新株予約権の行使期間※	(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 5
新株予約権の行使の条件※	(注) 6
当社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件※	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 8

※ 新株予約権の発行時(2021年7月12日)における内容を記載しております。

第7回新株予約権（2021年6月25日取締役会決議）

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名
新株予約権の数(個)※	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式(注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	100,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	(注) 2
新株予約権の行使期間※	(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 5
新株予約権の行使の条件※	(注) 6
当社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件※	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 8

※ 新株予約権の発行時（2021年7月12日）における内容を記載しております。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個あたり100株とする。
 なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式に関する株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

 上記のほか、付与株式数の調整をする必要がある場合には、当社取締役会が必要と認める調整を行う。
- (注) 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下のとおりである。
 (1) 第6回新株予約権
 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり1円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。
 (2) 第7回新株予約権
 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり、2021年3月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り捨て）である1,366円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。
- (注) 3 新株予約権の行使期間は以下のとおりである。
 (1) 第6回新株予約権
 新株予約権割当日の1年後の応当日を権利行使期間の始期とし、権利行使期間の始期から10年後の応当日を権利行使期間の終期とする。
 (2) 第7回新株予約権
 2024年4月1日から2029年3月31日まで
- (注) 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金については下記のとおりとする。
 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 5 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(注) 6 新株予約権の行使にあたっては、下記(1)及び(2)の区分に応じて、それぞれその全ての条件が成就されていることを要する。

(1) 第6回新株予約権

- ①新株予約権者が割当日から1年以上、割当日に就任していた役職と同等以上の役職に継続して就任していること（但し、取締役については割当日から1年以内に行われる定時株主総会の終結時、執行役員については割当日の属する事業年度の末日において、それぞれの任期が満了する場合、当該任期満了時まで継続して就任していたこと。）。
- ②新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生していないこと並びに当社の定める内部規律及び当社と締結している契約に違反していないと当社が認めること。
- ③前記3(1)に定める権利行使期限内に新株予約権者が死亡した場合においては、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、新株予約権者の死亡した日から3か月以内に、当社の定める方式にて行使すること。

(2) 第7回新株予約権

- ①新株予約権者は、2023年3月期における新株予約権者が担当する当社の事業の連結売上高を指標とし、当社取締役会で決定した段階的な目標値に該当した場合に、それぞれ定められた割合の個数の新株予約権を行使することができるものとする。
- ②新株予約権者が、解任された場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- ③前記3(2)に定める権利行使期限内に新株予約権者が死亡した場合においては、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、新株予約権者の死亡した日から3か月以内に、当社の定める方式にて行使する場合に限り、新株予約権の行使を認めるものとする。
- ④その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 7 当社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件

(1) 第6回新株予約権

当社取締役会が定める場合のほか、当社は、新株予約権を、下記①の場合については①の決算が取締役会において承認された日以降において、下記②ないし④の場合は当該事実が発生した時点以降において、取締役会で別途定める日に、無償で取得することができるものとする。

- ①割当日の属する事業年度の当社の連結損益計算書において当期純損失となった場合。
- ②当社の組織再編等において当社取締役会が必要と認めた場合。
- ③新株予約権者が前記6(1)に定める条件の充たさなかった場合。
- ④新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生した、当社の定める内部規律又は当社と締結している契約に違反した等と当社が認めた場合。

(2) 第7回新株予約権

- ①当社は、新株予約権者が前記6(2)に定める権利行使条件を充たさず新株予約権の全部または一部を行使し得なくなった場合、取締役会で別途定める日に、かかる新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、当社の組織再編等において当社取締役会が必要と認めた場合、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(注) 8 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり下記の金額とする。

(1) 第6回新株予約権

1円

(2) 第7回新株予約権

1,366円

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記3に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

前記7に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

前記6に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	23,000	108,179,842	9	16,706	9	19,195

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	15,682	14.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	9,909	9.41
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381593(常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	ルクセンブルク、ゼニンガーベルク (東京都港区港南2丁目15-1品川インタ ーシティA棟)	5,197	4.93
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストデ ィ銀行)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	4,038	3.83
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	米国、ニューヨーク (東京都港区港南2丁目15-1品川インタ ーシティA棟)	3,248	3.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会 社みずほ銀行決済営業部)	米国、マサチューセッツ (東京都港区港南2丁目15-1品川インタ ーシティA棟)	2,929	2.78
THE CHASE MANHATTAN BANK 385013 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	英国、ロンドン (東京都港区港南2丁目15-1品川インタ ーシティA棟)	2,634	2.50
TAIYO FUND, L.P.(常任代理人 株式 会社三菱UFJ銀行)	米国、ワシントン (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,440	2.31
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,092	1.98
TAIYO HANEI FUND, L.P.(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国、ワシントン (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,581	1.50
計	—	49,753	47.28

(注) 1. 大株主は、2021年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。

2. ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者から2021年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2021年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	4,359	4.03
ベイリー・ギフォード・オーバースーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	1,590	1.47
計	—	5,950	5.50

3. アセットマネジメントOne株式会社より2018年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書により、2018年10月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	5,618	5.20
計	———	5,618	5.20

4. タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー及びその共同保有者から2020年8月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2020年8月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー (Taiyo Fund Management Co. LLC)	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300	3,020	2.79
タイヨウ繁榮ジーピー・エルティディー (Taiyo Hanei GP, Ltd.)	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト（ケイマン）・エルティディー気付	1,727	1.60
タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー (Taiyo Pacific CG LLC)	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300	1,754	1.62
計	———	6,502	6.01

5. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から2021年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2021年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	480	0.44
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	3,259	3.01
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	2,125	1.97
計	———	5,865	5.42

6. ノルデア・インベストメント・マネージメント・アーベーから2021年5月27日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書により、2021年5月19日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ノルデア・インベストメント・マネージメント・アーベー (Nordea Investment Management AB)	スウェーデン、ストックホルム105 71、M540 (M 540, 105 71 Stockholm, Sweden)	5,499	5.08
計	———	5,499	5.08

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,969,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,173,500	1,051,735	—
単元未満株式	普通株式 36,942	—	—
発行済株式総数	108,179,842	—	—
総株主の議決権	—	1,051,735	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数90個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式61株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トプコン	東京都板橋区蓮沼町 75番1号	2,969,400	—	2,969,400	2.74
計	—	2,969,400	—	2,969,400	2.74

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,815	20,966
受取手形及び売掛金	42,028	37,153
商品及び製品	17,570	18,047
仕掛品	1,537	1,942
原材料及び貯蔵品	13,298	14,677
その他	9,665	9,632
貸倒引当金	△2,973	△3,082
流動資産合計	101,942	99,336
固定資産		
有形固定資産	22,520	23,105
無形固定資産		
のれん	9,307	8,456
その他	18,648	20,612
無形固定資産合計	27,955	29,068
投資その他の資産	※1 15,792	※1 15,721
固定資産合計	66,268	67,896
資産合計	168,210	167,232
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,880	12,497
1年内償還予定の社債	-	10,000
短期借入金	12,530	10,161
リース債務	1,357	1,392
未払法人税等	1,005	1,456
製品保証引当金	1,009	1,228
その他	20,278	19,672
流動負債合計	49,062	56,409
固定負債		
社債	30,000	20,000
長期借入金	5,162	2,970
リース債務	3,937	3,660
役員退職慰労引当金	51	55
退職給付に係る負債	4,582	4,503
その他	4,727	5,802
固定負債合計	48,460	36,992
負債合計	97,522	93,402

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,697	16,706
資本剰余金	20,599	20,608
利益剰余金	37,074	39,905
自己株式	△3,170	△3,170
株主資本合計	71,200	74,049
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,095	1,088
繰延ヘッジ損益	△14	2
為替換算調整勘定	△2,360	△2,221
退職給付に係る調整累計額	△569	△485
その他の包括利益累計額合計	△1,849	△1,616
新株予約権	67	22
非支配株主持分	1,269	1,374
純資産合計	70,687	73,830
負債純資産合計	168,210	167,232

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	58,465	81,251
売上原価	30,075	39,667
売上総利益	28,389	41,583
販売費及び一般管理費	※1 29,158	※1 34,602
営業利益又は営業損失(△)	△768	6,980
営業外収益		
受取利息	47	23
受取配当金	30	16
投資有価証券評価益	-	162
助成金収入	92	-
その他	122	109
営業外収益合計	293	311
営業外費用		
支払利息	345	219
持分法による投資損失	194	223
為替差損	184	53
支払補償費	-	187
その他	598	322
営業外費用合計	1,322	1,006
経常利益又は経常損失(△)	△1,797	6,285
特別利益		
補助金収入	-	495
特別利益合計	-	495
特別損失		
特別退職金	162	-
特別損失合計	162	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,960	6,781
法人税、住民税及び事業税	356	2,858
法人税等調整額	△309	△51
法人税等合計	47	2,806
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,007	3,974
非支配株主に帰属する四半期純利益	30	91
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△2,037	3,883

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,007	3,974
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	293	△6
繰延ヘッジ損益	33	16
為替換算調整勘定	325	145
退職給付に係る調整額	101	83
持分法適用会社に対する持分相当額	52	△6
その他の包括利益合計	805	232
四半期包括利益	△1,202	4,207
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,210	4,116
非支配株主に係る四半期包括利益	8	91

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,960	6,781
減価償却費	3,342	3,644
のれん償却額	955	923
貸倒引当金の増減額(△は減少)	41	72
受取利息及び受取配当金	△78	△39
支払利息	345	219
補助金収入	-	△495
特別退職金	162	-
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	62	27
売上債権の増減額(△は増加)	6,646	5,044
棚卸資産の増減額(△は増加)	602	△1,810
未収入金の増減額(△は増加)	1,342	593
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,735	△377
未払金の増減額(△は減少)	△23	△672
未払費用の増減額(△は減少)	1,363	67
その他	996	395
小計	9,063	14,373
利息及び配当金の受取額	70	36
利息の支払額	△327	△216
特別退職金の支払額	△162	-
法人税等の支払額	△1,056	△2,454
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,588	11,739
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△724	△56
定期預金の払戻による収入	55	56
有形固定資産の取得による支出	△2,486	△2,362
有形固定資産の売却による収入	97	69
無形固定資産の取得による支出	△879	△1,018
投資有価証券の取得による支出	△161	△56
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	△1,651
事業譲受による支出	△19	△33
長期貸付けによる支出	△3	-
その他	85	△41
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,036	△5,094

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△9,092	△3,880
長期借入れによる収入	2,312	-
長期借入金の返済による支出	△2,649	△918
社債の発行による収入	20,000	-
社債の償還による支出	△10,000	-
リース債務の返済による支出	△732	△761
配当金の支払額	△1,051	△1,051
自己株式の取得による支出	△0	△0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△139	-
その他	△51	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,403	△6,612
現金及び現金同等物に係る換算差額	△120	125
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,027	157
現金及び現金同等物の期首残高	15,784	20,446
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 17,811	※1 20,604

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、販売達成報奨金等の顧客に支払われる対価について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっていましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

なお、当該会計基準の適用が四半期連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準の適用が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)「会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について」に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定については、重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
投資その他の資産	△14百万円	△14百万円

2. 債権流動化による売掛債権譲渡残高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
受取手形及び売掛金譲渡残高	2,766百万円	2,344百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
従業員給料手当	12,649百万円	14,330百万円
退職給付費用	275	471

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	18,824百万円	20,966百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△1,013	△361
現金及び現金同等物	17,811	20,604

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月5日 取締役会	普通株式	1,051	10	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月25日 取締役会	普通株式	1,051	10	2021年3月31日	2021年6月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年10月29日 取締役会	普通株式	1,052	10	2021年9月30日	2021年12月3日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	スマートインフラ 事業	ポジショニング・ カンパニー	アイケア事業	その他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	11,016	30,289	16,659	499	58,465	—	58,465
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,870	1,851	126	1	5,849	△5,849	—
計	14,886	32,141	16,785	500	64,314	△5,849	58,465
セグメント利益又は セグメント損失(△)	1,777	2,157	△2,388	△255	1,291	△2,060	△768

- (注) 1. 「その他」の区分は、主に精密計測事業及び光デバイス事業であります。
2. セグメント利益の調整額△2,060百万円は、主に各報告セグメントに配分していないのれんの償却額であります。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失の額と一致しております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	スマートインフラ 事業	ポジショニング・ カンパニー	アイケア事業	その他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	12,461	43,029	25,160	599	81,251	—	81,251
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,511	2,249	92	0	8,854	△8,854	—
計	18,973	45,279	25,252	600	90,106	△8,854	81,251
セグメント利益又は セグメント損失(△)	3,242	5,442	515	△162	9,038	△2,057	6,980

- (注) 1. 「その他」の区分は、主に精密計測事業及び光デバイス事業であります。
2. セグメント利益の調整額△2,057百万円は、主に各報告セグメントに配分していないのれんの償却額であります。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益の額と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計方針の変更」に記載の通り、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用しています。
これによるセグメント売上高及びセグメント利益又はセグメント損失への影響は軽微であります。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(2021年9月30日)

四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(2021年9月30日)

四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(2021年9月30日)

取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であります。顧客との契約から生じる収益を、顧客の所在地を基礎とした地域別に分解した情報は下記のとおりです。

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	日本	北米	ヨーロッパ	中国	アジア・オセアニア	その他	合計
外部顧客への売上高	13,905	19,064	13,443	3,942	4,575	3,532	58,465

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	日本	北米	ヨーロッパ	中国	アジア・オセアニア	その他	合計
外部顧客への売上高	16,214	26,172	20,654	5,689	7,005	5,515	81,251

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2 四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△)	△19円38銭	36円92銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益または親会社株主に 帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△2,037	3,883
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△2,037	3,883
普通株式の期中平均株式数(株)	105,169,087	105,193,981
(2) 潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益	—	36円92銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	4,023	4,209
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額…………… 1,052百万円
- (ロ) 1 株当たりの金額…………… 10円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………… 2021年12月3日

(注)2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月10日

株式会社トブコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 杉 裕 亮

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 丸 整 行

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トブコンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トブコン及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査

人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。